

事 業 所 税
申 告 納 付 の 手 引

高槻市総務部税制課

平素は本市市税業務にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

事業所税は、都市環境の整備、改善の費用にあてるための財源をその目的としています。そのしくみは、行政サービスと企業等の事業活動との間に受益関係のあることに着目し、その事業活動に応じ課税することになっています。

また、その課税にあたっては申告納付制度を採っていますので、納税義務者となられる方は、自ら事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付していただくこととなっていますので、よろしく願いいたします。

この「手引き」では事業所税のあらましについてご案内させていただきますので、その申告・納付の参考としてください。

なお、くわしい内容につきましては、高槻市役所 総務部 税制課 諸税・証明チームへお問い合わせください。

目 次

I 事業所税の課税団体・使途	2
II 事業所税の申告納付	3
III 事業所税のしくみ	6
IV 事業所税の非課税	21
V 事業所税の課税標準の特例	26
VI 事業所税の減免	28
VII 事業所税の税額の計算例	31
VIII 事業所税の申告書の書き方	34

- (注) 1 この「手引き」において、「法」とは地方税法、「政令」とは地方税法施行令をいいます。
2 この「手引き」において、例えば法 701 の 34①一は、地方税法第 701 条の 34 第 1 項第 1 号と読み替えます。
3 この「手引き」は、令和 5 年 1 月現在の法令等に基づくものです。

I 事業所税の課税団体・使途

事業所税は、人口、企業が集中している大都市の都市環境の整備に要する財政需要を賄うため、大都市地域における行政サービスと企業活動との間の受益関係に着目し、企業活動を一定の外形標準によってとらえて、これらの地域に所在する事務所・事業所に対して課税するものです。

1 課税団体

事業所が課税される市は、高槻市のほかに次に掲げる市です。（令和5年1月1日現在）

(1) 都及び指定都市

東京都（特別区内のみ）、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(2) (1) 以外の市で**首都圏整備法**による既成市街地または**近畿圏整備法**による既成都市区域を有する次に掲げる市

川口市、武蔵野市、三鷹市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(3) (1) および(2) 以外の市で人口**30万人以上**の次に掲げる市

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

2 事業所税の使途

事業所税は、次に掲げる事業に要する費用にあてられます。（法701の73）

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業

以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

Ⅱ 事業所税の申告納付

1 事業所税の申告および納付のあらまし

事業所税は、納税義務を負う方自身で納付すべき税額を計算し、申告書に記載のうえ提出していただくとともに、その申告した税額を納付していただく申告納付制度が採用されています（法 701 の 45）ので、次の事項にご注意のうえ期限内に申告・納付してください。

(1) 申告納付の期限等

区分	申告者等		申告納付期限
事業所税	申告納付	【資産割】 市内において事業を行っている方で、その事業の用に供する事業所等の事業所床面積（非課税となる事業所床面積は除きます）の合計面積が、課税標準の算定期間の末日現在、 1000平方メートルを超える方 【従業者割】 市内において事業を行っている方で、その事業の用に供する事業所等の従業者（役員以外の障害者・年齢 65 歳以上の方および非課税施設に勤務する方は除きます）の数の合計数が、課税標準の算定期間の末日現在、 100人を超える方	【法人】 事業年度終了の日から 2 月以内 【個人】 ○原則として翌年の 3 月 15 日まで ○事業を廃止した場合、廃止の日から 1 月以内 ○納税義務者の死亡によって事業を廃止した場合、廃止の日から 4 月以内
	申告のみ	免税点以下であるため納付する税額がない場合で次に該当する方 ●前事業年度または前年中に事業所税の税額があった方 ●事業所床面積（非課税となる事業所床面積は除きます）の合計面積が 800平方メートルを超える方 ●従業者（役員以外の障害者・年齢 65 歳以上の方および非課税施設に勤務する方は除きます）の数の合計数が、 80人を超える方	
事業所等新設・廃止の申告	市内において事業所等の新設または廃止された方		新設または廃止の日から 1 月以内
事業所用家屋の貸付申告	事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方		貸付けた日または異動を生じた日から 1 月以内

上記の各期限が、土曜日・日曜日・祝日または年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）にあたるときは、それらの日の翌日までとなります。

(2) 申告書の添付書類

- ア 事業所税申告書
- (ア)事業所等明細書（別表 1）
 - (イ)非課税明細書（別表 2）
 - (ウ)課税標準の特例明細書（別表 3）
 - (エ)共用部分の計算書（別表 4）
 - (オ)図面・写真等（新規の場合や、増築等により面積の変動が生じた場合等）

- イ 事業所用家屋貸付状況申告書
 - (ア)貸借契約書等
 - (イ)図面等

2 事業所税の申告書の書き方と提出先

事業所税の申告書は、後頁の記入例に従って記入してください。

なお、納期限経過後に納付される場合は、5（1）により延滞金を計算し、納付書の中の延滞金欄に記入のうえ、税額と合わせて納付してください。

申告書提出先	〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 税制課 諸税・証明チーム 窓口：総合センター1階 電話：072-674-7134
---------------	--

高槻市ではeLTAXを利用した電子申告等の受付を行っています。利用届出や申告方法など詳しくは、地方税の電子申告eLTAXホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

3 納付の場所

高槻市役所・各支所、高槻市指定金融機関、高槻市収納代理金融機関

4 修正申告・更正の請求

(1) 修正申告

すでに確定した課税標準額または税額が過少であったため不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

(2) 更正の請求

申告書（修正申告書を含みます）に記載した課税標準額または税額の計算が法令の規定に従っていないことまたは計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、提出した申告書に係る地方税の法定納期限から5年以内に限り、更正の請求ができます。

5 延滞金・不申告の場合等の措置

(1) 延滞金

事業所税を納期限後に納付する場合は、納付税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付していただきます。延滞金の割合は、以下のとおりです。

○平成26年1月1日以後の期間

- ・表1に掲げる税額の区分に応じる期間・・・「年7.3%」ただし特例基準割合適用年（※1）においては、「特例基準割合（※2）」に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合）
- ・納期限の翌日から1月を経過した日以降納付の日まで・・・「年14.6%」ただし特例基準割合適用年においては、「特例基準割合」に年7.3%を加算した割合

(表1)

税額の区分	特例基準割合+1%または年7.3%の期間
① 提出期限までに提出した申告書に係る税額 (期限内申告)	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
② 提出期限後に提出した申告書に係る税額 (期限後申告)	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
③ 修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

- ※1 特例基準割合適用年とは、特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合の、その年をいいます。
- ※2 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合をいいます。
令和3年1月1日以後においては、延滞金特例基準割合といいます。
- ※3 計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。又、その延滞金に100円未満の端数があるときにはこれを切り捨てます。なお、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。
- ※4 令和3年1月1日以後の期間において、納税猶予等を受けた場合(延滞金が全額免除される場合を除く)は平均貸付割合に加算する割合を1%から0.5%に読み替えます。

(2) 不申告の場合等の措置

正当な理由なく、申告書を提出されなかったり、事実と相違した課税標準額等で申告された場合には、更正、決定を受けることとなります。

この場合には、不足税額や延滞金が徴収されるほか、不申告加算金又は過少申告加算金に加わり、これが故意になされた場合には、重加算金が徴収されますのでご注意ください。(脱税に関する罪として、懲役、罰金に処せられ、懲役と罰金が併科される場合もあります。)

- ア 不申告加算金 原則として税額の15%(一定の額を超えた場合は、超えた額に更に5%加算)が課されます。
申告納付期限後であっても市長による決定があることを予知することなく、自主的にした場合には、不申告加算金の割合は5%となります。
- イ 過少申告加算金 原則として不足税額の10%(不足税額が一定の額を超えた場合は、超えた額に更に5%加算)が課されます。
- ウ 重加算金 課税標準の計算となるべき事実を隠蔽又は仮装した場合は、不足税額に対して35%又は40%が課されます。

《加算金の加重措置について》

過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金(市長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る)又は隠ぺい・仮装に基づく修正申告等により重加算金を課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金(市長による更正又は決定があることを予知して申告書の提出がされたものに限る)又は重加算金を課されることとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。

Ⅲ 事業所税のしくみ

1 事業所税のあらまし

事業所税は資産割と従業者割の2種類によって構成されています。
 なお、資産割、従業者割のあらまきは以下のとおりです。

	資産割	従業者割
納税義務者 (P6) (税金を納める義務のある方)	事業を行う方 (法人または個人)	
非課税 (P21)	人的非課税 (国、公共法人等)、用途による非課税 (福利厚生施設、消防用設備等)、役員以外の年齢 65 歳以上の者・障害者	
課税標準の特例 (P26)	人的特例 (協同組合等)、用途による課税標準の特例 (倉庫等)、雇用改善助成対象者	
課税標準 (P7) (税金の対象となるもの)	高槻市内の事業所等の床面積の合計 (㎡) (非課税および課税標準の特例を除きます。) ※途中で新設・廃止した事業所等については月割計算が適用される場合があります。	高槻市内の事業所等に勤務する従業者の給与総額 (円) (非課税および課税標準の特例を除きます。)
税率 (P14)	課税標準となる事業所床面積 1㎡につき600円	課税標準となる従業者給与総額の 100分の0.25
免税点 (P14) (税金がかからない最低限度)	高槻市内の事業所等の床面積の合計が 1,000 ㎡以下 (非課税を除きます。)	高槻市内の事業所等に勤務する従業者が 100 人以下 (非課税を除きます。)
(注)	課税標準の算定期間の末日の現況で判定 (従業者数に著しい変動がある場合には、月ごとの平均の数)	
納付方法	申告納付	
納付期限	法人・・・事業年度終了の日から2か月以内 (延長制度はありません。) 個人・・・翌年の3月15日	

(注)同族会社等が同一家屋で事業を行っている等**みなし共同事業**に該当する場合、同族会社等の事業所床面積や従業者数を**合算して、免税点判定**をすることがあります。(P17参照)

2 納税義務者

事業所税の納税義務者は、事業所等において事業を行う方です。
 貸ビル等については、貸ビル等を借りて事業を行う方 (テナント) が納税義務者となります。なお、貸ビル等の空室部分については、納税義務を負う方はいません。

3 課税対象

事業所税の課税対象は、事務所または事業所 (以下、「事業所等」といいます。) において法人又は個人が行う事業です。

(1) **事業所等**とは、事業の行われている場所、すなわち、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。事務所、店舗、工場等のほか、これに附属する倉庫、材料置場等も事業所等の範囲に含みますが、社宅、社員寮等の住宅は含みません。

なお、事業所等の範囲については、次の点に注意してください。

ア 人的設備がない施設（無人倉庫等）も、市内または市外に管理する事務所等があれば、その管理に属する事業所等（人的設備がある施設）として取扱われます。

イ 設置期間が2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業所等として取扱われません。

ウ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものは、事業所等として取扱われません。

(2) **一の事業所等**とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいいます。したがって、同一の構内であれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所等となります。また、近接した二以上の場所で経済活動が行われている場合でも、それが単なる分館的なものであるときは一単位の事業所等として取扱われます。

(3) **事業**とは、物の生産、流通、販売またはサービスの提供など、個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。また、**事業所等において行う事業**とは、事業所等の家屋または区画内において行われるものに限らず、セールス活動のように区画外で行われるものも含みます。

4 課税標準

(1) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間とは、法人の場合は事業年度、個人の場合は次の期間をいいます。

- ア 原則として 1月1日から12月31日まで
イ 年の中途で事業を廃止した場合 1月1日から廃止の日まで
ウ 年の中途で事業を開始した場合 開始の日から12月31日まで
エ 年の中途で事業を開始し、その年の中途で事業を廃止した場合 開始の日から廃止の日まで

(2) 資産割

ア 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積から非課税床面積および課税標準の特例による控除床面積を差し引いて求めます。ただし、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合や中途で事業所等を新設・廃止した場合には、カおよびキの特例があります。

イ **事業所床面積**とは、事業所用家屋の延べ面積をいいます。ただし、貸ビル等の廊下、階段、機械室等のように事業所用家屋である家屋に専ら事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」といいます）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」といいます）がある場合には、次の算式によって求めた面積が事業所床面積とされます。

(算式)

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{自己の事業所部分の延べ面積}} + \boxed{\text{共用部分の延べ面積}} \times \frac{\boxed{\text{共用部分に関連を有する自己の事業所部分の延べ面積}}}{\boxed{\text{共用部分に関連を有するすべての事業所部分の延べ面積}}}$$

ウ **事業所用家屋**とは、家屋の全部または一部で人の居住の用に供するもの以外で現に事業所等の用に供するものをいいます。

エ **家屋**とは、固定資産税における家屋をいいます。したがって、不動産登記法の建物と意義を同じくし、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。登記の有無は問いません。

オ **床面積の算定**については、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位とする等不動産登記規則第115条および不動産登記事務取扱手続準則第82条の規定を参考にしてください。なお、塔屋または地階（特殊階）で、階段室のみで作業スペースを有しないようなものについては、床面積に含めません。

カ **課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の特例**

6か月決算の法人や、事業年度の途中で法人を設立した場合のように、課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の課税標準は、次の算式によって求めた面積とされています。

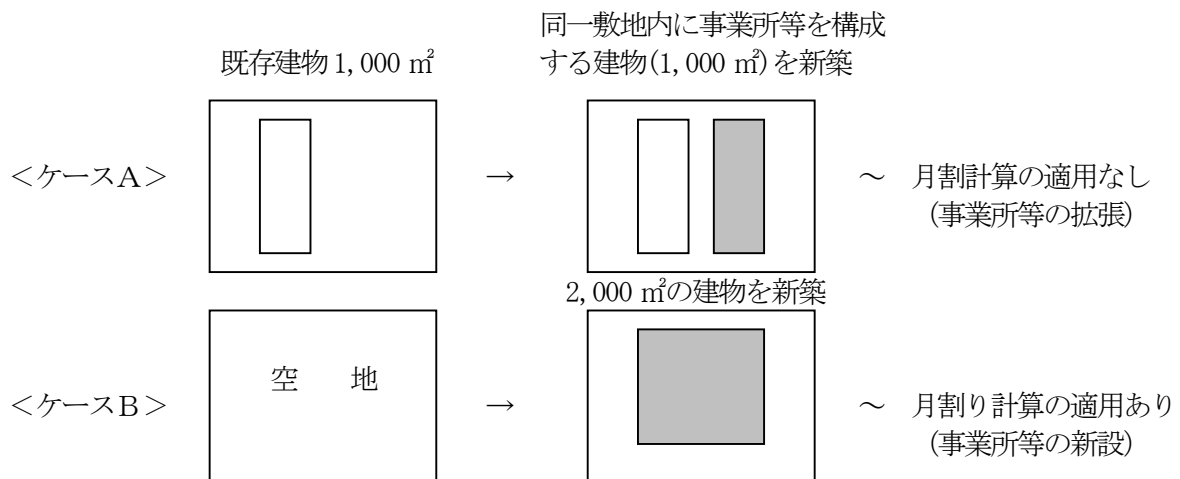
(算式)

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12}$$

(注) 課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときには、切り上げて1月とします(以下同様とします)。

キ **課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設または廃止**

課税標準の算定期間の中途において、事業用家屋の一部を増築したり、取り壊したことなどにより、事業所床面積に増減を生じた場合でも、原則として課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積を課税標準として使用します(次のケースAの場合)。ただし、一の事業所等の全部が課税標準の算定期間の中途において新設または廃止された場合は、次の月割計算の適用があります(次のケースBの場合)。



(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等に係る月割計算

(算式)

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等に係る月割計算

(算式)

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において廃止されたものに係る月割計算

(算式)

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(注) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない方が、課税標準の算定期間の中で事業所等を新設または廃止した場合は、上記(ア)、(イ)および(ウ)の算式中

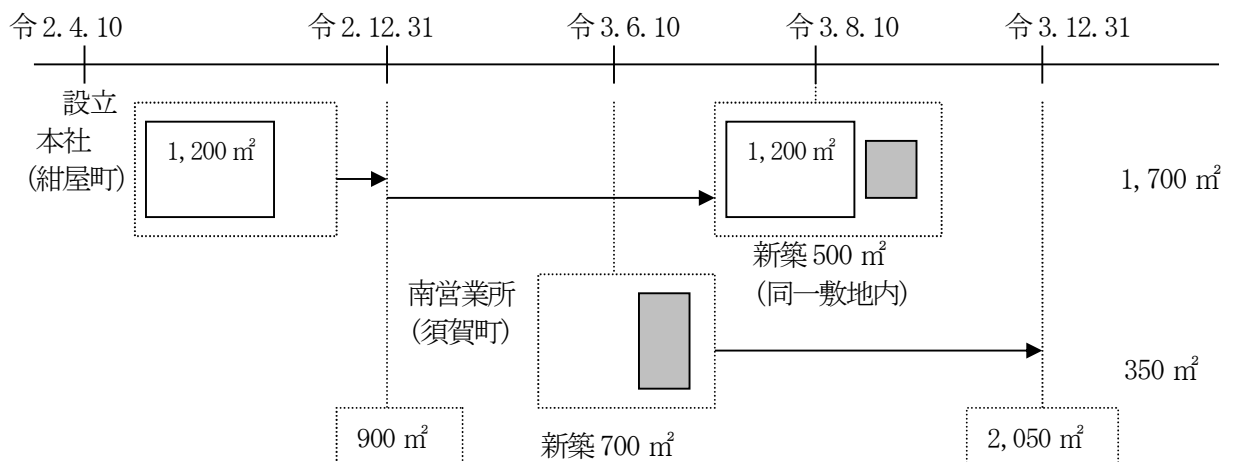
$$\left[\begin{array}{l} \text{「課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \\ \text{または} \\ \text{「廃止の日における事業所床面積} \end{array} \right] \text{とあるのを} \left[\begin{array}{l} \text{「課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \\ \text{または} \\ \text{「廃止の日における事業所床面積} \end{array} \right] \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

と読み替えて求めます。

(例1) 法人の設立と課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設

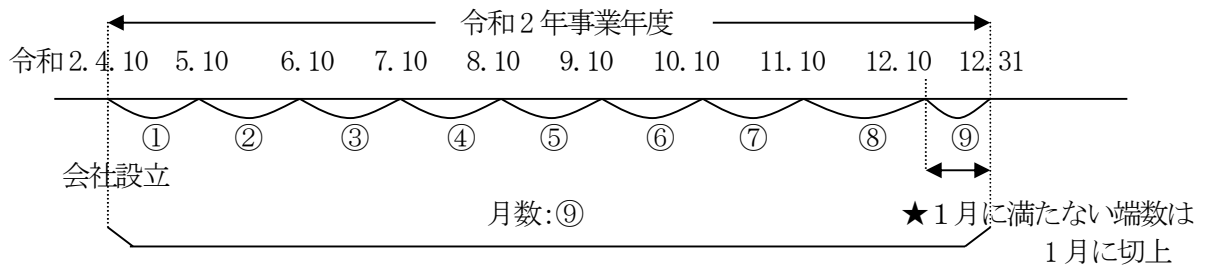
A社(12月31日決算)は、令和2年4月10日に紺屋町で設立され、本社ビル(1,200㎡)を購入して事業を開始しました。令和3年8月10日に本社ビルと同一敷地内に別棟の資料倉庫(500㎡)を建築して使用しています。また、南営業所(須賀町)を令和3年6月10日付で完成(700㎡)させ、同日から事業を行っています。

A社の令和2年12月期および令和3年12月期の課税標準となる事業所面積はどうなるのでしょうか。



(A) 令和2年12月期分

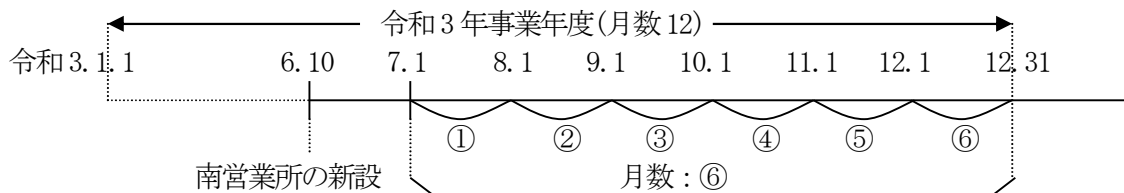
A社の令和2年事業年度は9か月ですので、上記カの特例の適用があります。



【資産割の課税標準】 $900 \text{ m}^2 = 1,200 \text{ m}^2 \times 9 / 12$

(B) 令和3年12月期分

本社の令和3年8月10日における資料倉庫 (500 m²) の新築は、上記のキのケースAに該当するため、この部分の月割計算の特例はありません。一方、南営業所 (700 m²) については、ケースBに該当するので、月割計算の適用があります。

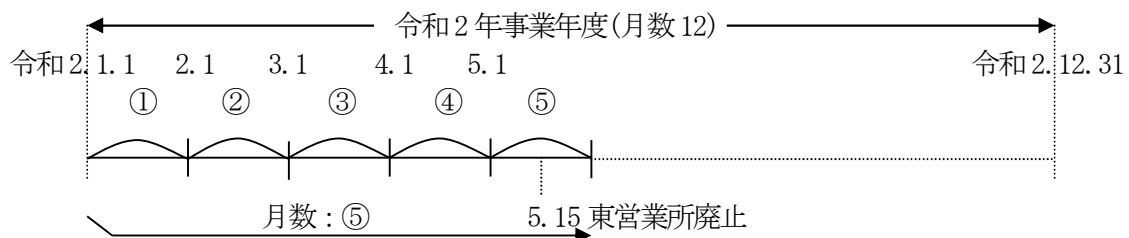


南営業所分：新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数
 $700 \text{ m}^2 \times 6 / 12 = 350 \text{ m}^2$

【資産割の課税標準】 $2,050 \text{ m}^2 = \text{本社分 } 1,700 \text{ m}^2 + \text{南営業所分 } 350 \text{ m}^2$

(例2) 課税標準の算定期間の中途における事業所等の廃止

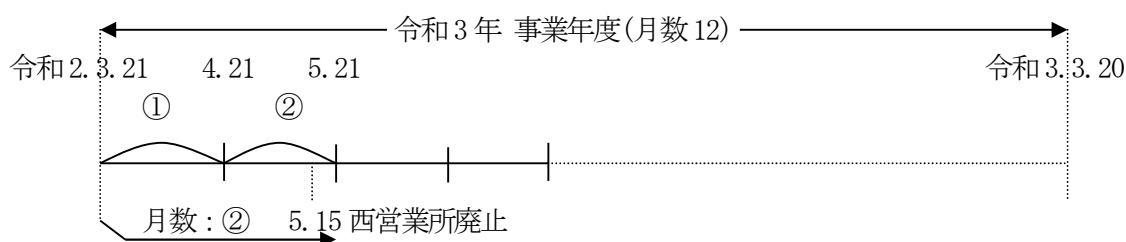
(A) B社(12月31日決算)は、令和2年1月1日時点において西営業所(1,500 m²)と東営業所(1,200 m²)にて事業を行っていましたが、令和2年5月15日に東営業所(1,200 m²)を廃止しました。令和2年12月期の課税標準となる事業所床面積はどうなるのでしょうか。



東営業所分：課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数
 $1,200 \text{ m}^2 \times 5 / 12 = 500 \text{ m}^2$

【資産割の課税標準】 $2,000 \text{ m}^2 = \text{西営業所分 } 1,500 \text{ m}^2 + \text{東営業所分 } 500 \text{ m}^2$

- (B) C社(3月20日決算)は、令和2年3月21日時点において北営業所(2,000㎡)と西営業所(1,500㎡)にて事業を行っていましたが、令和2年5月15日に西営業所(1,500㎡)を廃止しました。令和3年3月期の課税標準となる事業所床面積はどうなるのでしょうか。



西営業所分：課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数
 $1,500 \text{ m}^2 \times 2 / 12 = 250 \text{ m}^2$

【資産割の課税標準】 $2,250 \text{ m}^2 = \text{北営業所分 } 2,000 \text{ m}^2 + \text{西営業所分 } 250 \text{ m}^2$

- (注) C社のように3月20日が決算日である場合、上記キ(イ)の算式によると、ここでいう月数は、正確には3(3月、4月、5月)となります。一方3月末決算の場合では、同じように5月15日に事業所を廃止すると、月数は2(4月、5月)となり、決算日が月末か否かで差が生じます。そこで、月末以外の日が決算日の場合、暦に従って計算し、C社の場合は月数2とします。なお、この取扱いは、月末以外の日が決算日の法人の事業所等が、課税標準の算定期間の中途において廃止された場合に限り適用します。

ク 事業を休止している場合の取扱い

事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前**6月以上連続して休止していた**と認められる施設に係るものは課税標準に含めない扱いがなされます。

なお、免税点の判定においては、その休止部分に係る床面積も免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれます。

休止の場合は休止面積がわかる図面と休止中とわかる写真を提出してください。

ケ 事業所等が高槻市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合

事業所等が高槻市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合は、当該事業所等のうち高槻市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する面積が事業所床面積とされます。

(3) 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額から非課税となる従業者の給与総額および課税標準の特例による控除給与総額を差し引いて求めます。

ア 従業者給与総額

従業者給与総額とは、従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金および賞与ならびにこれらの性質を有する給与(以下「給与等」といいます)の総額をいいます。

この場合、これらの性質を有する給与とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、現物給与等をいい、退職給与金、年金、恩給等は含まれません。

また、所得税において非課税となる給与等(通勤手当にあつては所得税の非課税所得に相当する額)、および外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で所得税法上の事業所得に該当するものは含まれません。

従業員の種類		課税標準	免税点の判定
外国または他市町村への長期派遣出張		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない
出 向 社 員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者給与総額に含める	出向元の従業者に含める
	出向先の会社が出向元の会社 に対して給与相当分を支払う (法人税法上給与として取扱っている)	出向先の従業者給与総額に含める	出向先の従業者に含める
	出向元と出向先が一部負担す る	それぞれの会社の従業者給与総額 に含める	主たる給与等を支払う会 社の従業者に含める
日々雇用等の臨時的従業員(アルバイト)		従業者給与総額に含める	従業者に含める
パートタイマー (相当短時間勤務のものに限る)		従業者給与総額に含める	従業者に含めない
派遣法による派遣社員		派遣元の従業者給与総額に含める	派遣元の従業者に含める
休職中の従業員		従業者給与総額に含める	給与等が支払われている 場合は従業者に含める
中途退職者		退職時までの給与等は従業者給与 総額に含める	従業者に含めない
保険の外交員		所得税法上の給与等は従業者給与 総額に含める	従業者に含める(事業所得 のみを有する者を除く)
常時船舶の乗組員		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない
非常勤の役員		従業者給与総額に含める	従業者に含める
無給の役員		—	従業者に含めない
役員及び使用人兼務役員(高齢者 も含む)		主たる勤務地の事業所の従業者給与 総額に含める	それぞれの従業者に含め る
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業者給与総額 に含める	それぞれの会社の従業者 に含める

イ 白色事業専従者控除額

白色事業専従者控除額(住民税において、事業を営む納税義務者の所得の計算上必要経費とみなされ、白色事業専従者の給与所得とみなされる額)は、従業者給与総額に含まれます。

ウ 課税標準の算定期間の中途において転勤した方の給与等

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等から他市町村の事業所等へまたは他市町村の事業所等から本市内の事業所等へ転勤した方がいる場合は、その方に支払われる給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われる給与等については従業者給与総額に含まれません。また、課税区域外の建築現場事務所等へ派遣される場合も転勤の場合と同様です。

エ 事業所等が高槻市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合

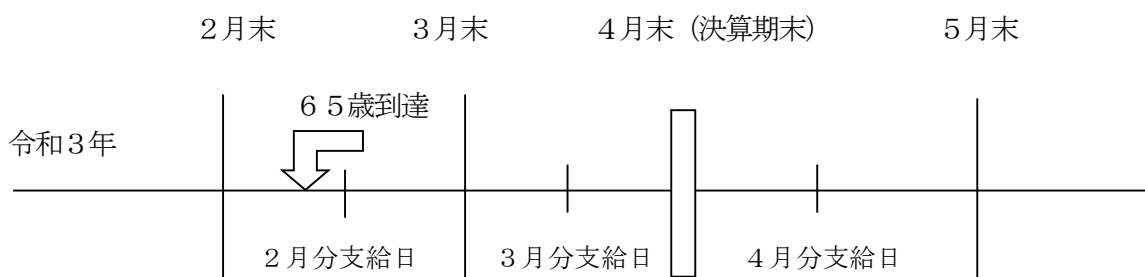
事業所等が高槻市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合の当該事業所等の従業者給与総額は、次の算式によって求めた額とされます。

(算式)

$$\boxed{\text{従業者給与総額}} = \boxed{\text{当該事業所等に係る従業者給与総額}} \times \frac{\boxed{\text{高槻市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積}}}{\boxed{\text{当該事業所等に係る事業所床面積}}}$$

オ **障害者または年齢65歳以上の方の給与等**

役員以外の方で、年齢65歳以上の方および住民税において障害者控除の対象となる方に支払われた給与は、非課税となり、課税標準となる従業者給与総額には含まれません。課税標準の算定について、高齢者、障害者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われるときの現況によります。給与等が支払われるときの現況とは、従業者の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の現況をいいます。したがって、高齢者等に該当することとなる従業者について、その従業者に支払われた給与等のうち、当該期間以降の給与等の額を控除して課税標準を算定します。例えば、事業年度が令和2年5月1日から令和3年4月30日までの法人で、毎月1日から月末までの給与を翌月15日に支給する場合で、従業者（役員ではない）の1名が令和3年3月中に65歳になる場合、次のようになります。



(7) **免税点判定**

算定期間末日現在である令和3年4月末日において65歳以上であり高齢者に該当するため、従業者数に含まない。

(4) **課税標準**

2月分給与（令和3年3月15日支給）は、従業者の給与等の計算の基礎となる期間（月給）の末日である令和3年2月末日において64歳であるため、課税標準に含める。

3月分給与（令和3年4月15日支給）は、令和3年3月末日において65歳であるため、課税標準から控除する。

次事業年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の課税標準となる令和3年5月1日以降の支給分は、従業者の給与等の計算の基礎となる期間の末日において65歳以上であるため、課税標準から控除されることとなる。

カ **雇用改善助成対象者の給与等**

年齢55歳以上65歳未満の方のうち、次の表の左欄に掲げる国の雇用に関する助成に係る方（以下「雇用改善助成対象者」といいます）に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額は課税標準となる従業者給与総額に含まれません。なお、雇用改善助成対象者に該当するかどうかの判定は、オと同様です。

雇用改善助成対象者の区分	根拠法令（政令56の17の2）
特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者	雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令
公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた者	雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
雇用奨励金の支給に係る者で一定のもの	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令

キ **非課税または課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の方の給与等**
 非課税または課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の方の非課税
 または課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等との区分については、それぞれの
 事業に従事した分量によってあん分することとされています。ただし、その分量が明らかでない
 場合は、それぞれに均等に従事したものとされます。(注)分量とは、勤務時間をいいます。

ク **課税標準の算定期間中において用途変更があった施設に勤務する方の給与等**
 課税標準の算定期間中のうち課税の対象となる施設に係る期間に支払われた給与等が従業者給
 与総額に含まれます。

5 税率

事業所税の税率は次のとおりです。

- (1) **資産割** 事業所床面積1平方メートルあたり **600円**
- (2) **従業者割** 従業者給与総額の **100分の0.25**

6 税額

事業所税の税額は、次のように算定されます。

$$\text{税額} = \underbrace{\left[\text{資産割の課税標準となる事業所床面積} \times 600 \text{円} \right]}_{\text{資産割額}} + \underbrace{\left[\text{従業者割の課税標準となる従業者給与総額} \times \frac{0.25}{100} \right]}_{\text{従業者割額}}$$

$$\text{資産割の課税標準となる事業所床面積} = \text{事業所床面積} - \text{非課税に係る事業所床面積} - \text{課税標準の特例適用に係る控除事業所床面積}$$

$$\text{従業者割の課税標準となる従業者給与総額} = \text{従業者給与総額} - \text{非課税に係る従業者給与総額} - \text{課税標準の特例適用に係る控除従業者給与総額}$$

(注) 端数処理

- ア 資産割、従業者割額の合計額 100円未満切捨て
- イ 事業所床面積 1平方メートルの100分の1未満切捨て
- ウ 従業者給与総額 1円未満切捨て
- エ 課税標準となる従業者給与総額 1,000円未満切捨て

7 免税点

事業所税は、資産割にあつては次のAの場合、従業者割にあつては次のBの場合には課税されません。
 これを免税点といいます。

- A **資産割** 市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積が1,000平方メートル以下
 (注)免税点の判定を行う事業所床面積には、非課税規定の適用がある床面積は含まれません。
- B **従業者割** 市内の各事業所等の従業者((4)参照)の数の合計数が100人以下
 なお、免税点の判定は、資産割および従業者割のそれぞれについて行います。

資産割	従業者割	納付税額
免税点超	免税点超	資産割額と従業者割額の合算額
免税点超	免税点以下	資産割額のみ
免税点以下	免税点超	従業者割額のみ
免税点以下	免税点以下	なし

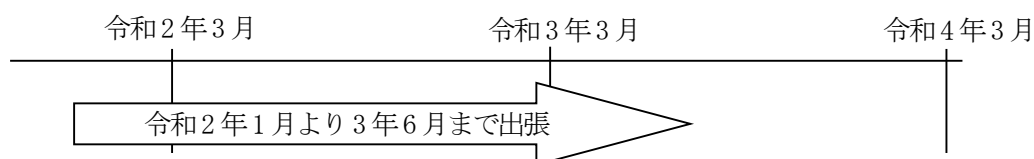
- (1) 免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。
 したがって、課税標準の算定期間中途に廃止した事業所等に係る事業所床面積および従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません(事業所床面積または従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間中途に廃止した事業所等に係る事業所床面積または従業者給与総額も課税標準に含まれます)。
 また、課税標準の算定期間が12月に満たない場合の資産割の免税点の判定についても、月割の方法は適用されず、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します(この結果、免税点を超えて課税されることとなる場合は、課税標準の算定期間の月数によりあん分して資産割の課税標準を算定することになります)。
- (2) 免税点は、基礎控除の制度ではありません。
 したがって、例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の1,500㎡が課税対象となります。
- (3) 事業を休止している場合のその休止部分に係る床面積は、免税点の基礎となる事業所床面積に含まれます(事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上連続して休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含めない扱いがなされます)。
- (4) **従業者の範囲**
 従業者には、一般の従業員のほか役員、日々雇用等の臨時の従業員も含まれます(P12の表参照)。ただし、障害者(P13参照)、年齢65歳以上の方および非課税規定の適用がある施設に勤務する方は除かれます(障害者および年齢65歳以上の方でも役員は従業者に含まれます。以下同様です)。従業者の範囲については、次の点にも**注意**してください。

- ア 日々雇用等の臨時の従業員のうち通常の従業員の勤務時間より相当短い勤務の**パートタイマー**は、従業者に含まれません。
 従業者割の免税点判定において、従業者の範囲から除外される短時間労働勤務のパートタイマーとは、形式的な呼称ではなく、勤務の実態により判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されるもので、休暇、社会保険、賞与等からみて明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。
 また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されるもの」とは、就業規則で定められた一日の所定労働時間が同一事業所等に雇用される従業者の4分の3未満であるものをいい、免税点判定における従業者の範囲から除きます。
- イ 外交員等で給与等の支給を受けていない方は従業者に含まれません。

- ウ 船上勤務者等は従業者に含まれません。
- エ 出向従業者は、出向先が出向元に対して給与相当分を経営指導料等として支払っている場合で当該経営指導料等が法人税の取扱い上給与として取扱われる場合は出向先の従業者に含まれ、また、出向先と出向元が給与等を一部ずつ支払っている場合には主たる給与等を支払う者の従業者に含まれます。
- オ 課税区域外の建築現場等へ派遣されている方は従業者に含まれません。
- カ 数社の役員を兼務する兼務役員は、それぞれの会社の従業者に含まれます。
- キ 役員及び使用人兼務役員が課税区域外の事業所等の役員も兼務する場合はそれぞれの事業所等の従業者に含まれます。
- ク 外国または課税区域外への長期派遣出張者は、従業者に含まれません。

(長期出張)

この場合の「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。



3月末決算法人で上記の例の場合、課税標準の算定期間を超えた長期出張者として従業者に含まない扱いをする事業年度は、令和2年4月より令和3年3月までの事業年度になります。

- ケ 派遣法に基づく派遣労働者は、派遣元の従業者に含めます。

(5) 免税点の判定にあたっては、次のような特例があります。

ア **企業組合または協業組合の特例**

企業組合または協業組合（以下「企業組合等」といいます）が事業を行う市内の各事業所等のうち、企業組合等の組員が組員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その方がその後引き続きその事業所等で行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているもの、その他これに準ずる一定の事業所等については、企業組合等の事業所等として合算せず、個別に免税点を判定します。

イ **従業者数に著しい変動がある事業所等の特例**

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式によって求めた数を当該事業所等の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなします。

(算式)

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数の合計数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

なお、課税標準の算定期間の中で新設された事業所等のうち、当該事業所等の新設の日から課税標準の算定期間の末日までの期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち、最大であるものの数値が、最小であるものの数値の2倍を超える事業所等についても、次の算式によって求めた数を当該事業所等の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなします。

(算式)

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数}} = \frac{\boxed{\text{新設の日から課税標準の算定期間の末日までの各月の末日現在における従業者の数の合計数}}}{\boxed{\text{新設の日から課税標準の算定期間の末日までの期間の月数}}}$$

(注)月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

8 共同事業の特例

共同事業については、課税標準、免税点等の取扱いにおいて次のような特例があります。

共同事業の特例

共同事業を行う各共同事業者ごとの課税標準となるべき事業所床面積または従業者給与総額は、損益分配割合によりあん分した面積または金額とされます。

また、免税点の判定においても、共同事業を行う各共同事業者は、その事業のうち、損益分配割合によりあん分した事業所床面積または従業者数と他に単独で行う事業の事業所床面積または従業者数と合算して判定されます。

なお、共同事業を行う共同事業者には、その事業について連帯納税義務が課せられます（共同申告を行う必要はありません）。

(算式)

$$\boxed{\text{課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額}} = \boxed{\text{各共同事業者が共同事業である事業を単独で行うものとみなした場合において、課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額}} \times \boxed{\text{損益分配の割合}} \\ \left(\begin{array}{l} \text{損益分配の割合が定められていない場合には、出資の価額に応ずる割合} \end{array} \right)$$

$$\boxed{\text{免税点の判定を行う事業所床面積又は従業者数}} = \left(\boxed{\text{共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数}} \times \boxed{\text{損益分配の割合}} \right) + \boxed{\text{他の単独事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数}} \\ \left(\begin{array}{l} \text{損益分配の割合が定められていない場合には、出資の価額に応ずる割合} \end{array} \right)$$

9 みなし共同事業の特例

(1) 趣旨

事業所税においては、事業所床面積及び従業者数の外形標準で免税点を判定し、申告を行っていただいております。申告の際に、単独の納税義務者のみを基準とし、課税を行うと、例えば、事業を分割し別法人を設立したり、子会社を設立することによって税負担において不均衡が生じる場合があります。これらのことを防ぎ、租税負担の公平性を確保するという趣旨でみなし共同事業の規定が設けられています。

(2) みなし共同事業の適用及び免税点（法701の32②、政令56の75②）

事業主が特殊関係者を有していて、その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係者を有する者）と同一家屋内において行われている場合、その特殊関係者が行う事業は共同事業とみなされます。

なお、免税点判定においては次の事項にご注意ください。

- ア みなし共同事業に該当の有無の判定は課税標準の算定期間の末日の現況により行います。
- イ 特殊関係者を有する事業主の免税点判定は、事業主が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。

(3) 課税標準 (政令 56 の 51②)

課税標準については事業主が単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

(例)

右の事例の場合、事業主Aの免税点判定は、共同事業とみなされる特殊関係者Bの事業所床面積、従業者数を合算して行います。

この結果、事業主A免税点判定における事業所床面積は事業所床面積は 1500 m² (700 m²+800 m²)、従業者数は 150 人 (70 人+80 人) となり、資産割・従業者割ともに免税点を超えます。なお、課税標準には特殊関係者B分は含めません。

同一家屋	
事業主A (特殊関係を有する者)	Aの特殊関係者B
700 m ² (共有部分含) 70人	800 m ² (共有部分含) 80人

(4) 特殊関係者の範囲 (政令 56 の 21①)

免税点の合算対象となる特殊関係者には、家族、子会社、自社と同一の親会社をもつ兄弟会社等が該当します。

特殊関係者とは次のいずれかに該当するものをいいます。

特殊関係者になる個人

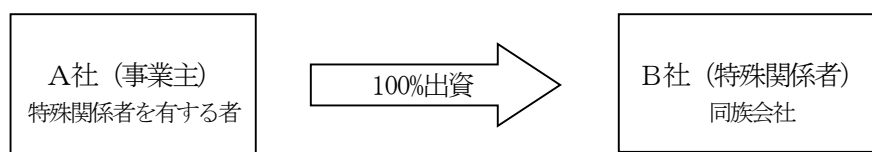
- ア 事業主の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- イ 事業主の親族 (但しア該当者は除く) で、事業主と生計を一にし、又は事業主から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- ウ 事業主の使用人その他の個人 (但しア、イ該当者は除く) で、事業主から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者
- エ ア、イに掲げる者以外で事業主に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその者とアイウのいずれかに該当する関係がある個人
- オ 事業主が同族会社 (注①) である場合で、同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者とア～エのいずれかに該当する関係がある個人

(注①) 同族会社とは、法人税法第 2 条第 10 項に規定する同族会社をいい、株主等並びにこれらと特殊関係のある個人及び法人を一つのグループとしてとらえ、これら上位 3 以下のグループが保有するその会社の株式の総数又は出資金額が 50% 超に相当する会社をいいます。

特殊関係者になる法人

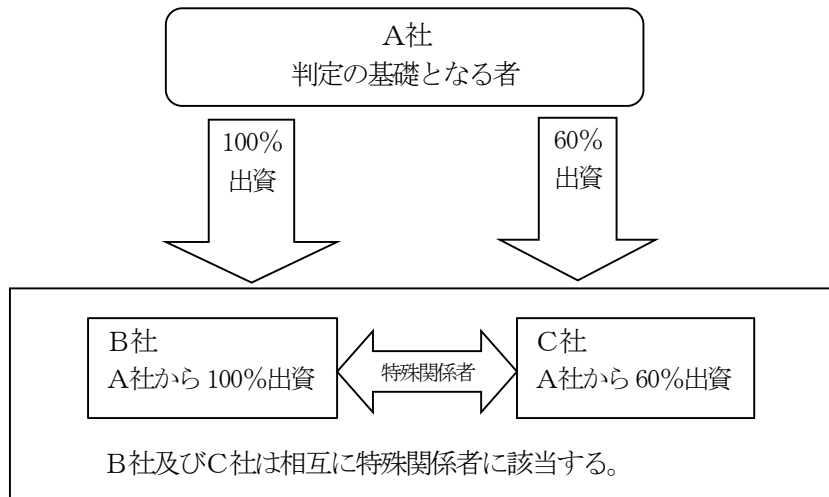
- カ 事業主を判定の基礎として同族会社に該当する会社

(例) 次の事例では、親会社である A 社からみて子会社である B 社は特殊関係者に該当しますが、子会社である B 社からみて親会社である A 社は特殊関係者に該当しません。



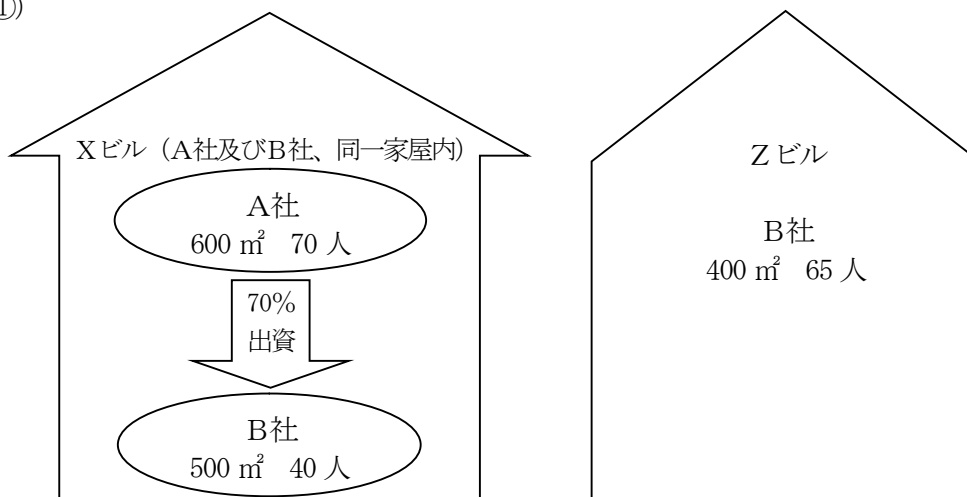
キ 事業主が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者とア～エまでに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する会社

(例) 次の事例では、同族会社の判定の基礎となった親会社A社が同一である子会社どうしのB社及びC社が相互に特殊関係者に該当します。また親会社A社からみて子会社であるB社C社ともに特殊関係者に該当します。



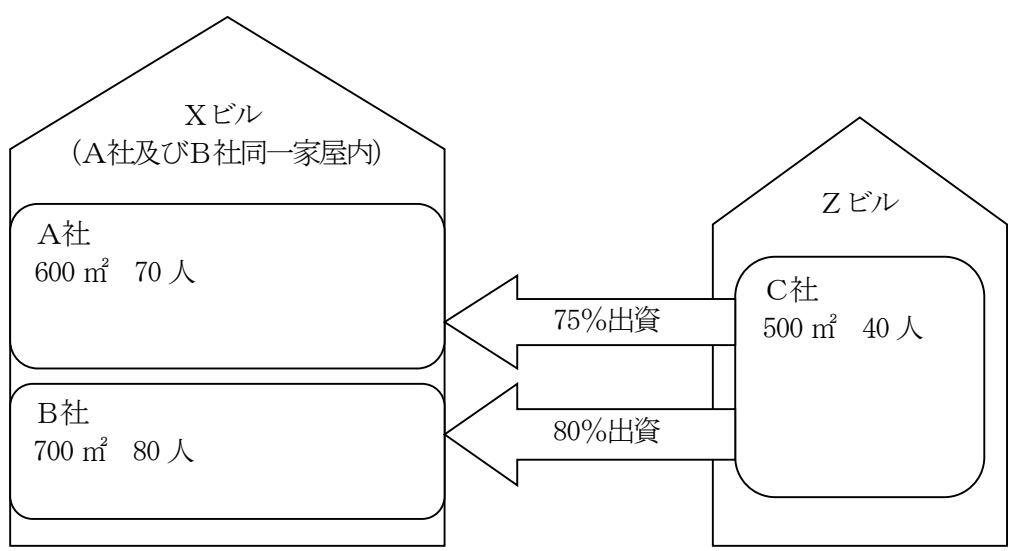
(5) 課税標準の算定

(例①)



	免税点の判定	課税標準
A社	特殊関係者 B社 (資産割) $600\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 = 1100\text{ m}^2$ (免税点超) (従業者割) $70\text{ 人} + 40\text{ 人} = 110\text{ 人}$ (免税点超)	(資産割) 600 m^2 (従業者割) 70人分
B社	特殊関係者 なし (資産割) $500\text{ m}^2 + 400\text{ m}^2 = 900\text{ m}^2$ (免税点以下) (従業者割) $40\text{ 人} + 65\text{ 人} = 105\text{ 人}$ (免税点超)	(資産割) なし (従業者割) 105人分

(例②)



	免税点判定	課税標準
A社	特殊関係者 B社 (資産割) $600\text{ m}^2 + 700\text{ m}^2 = 1300\text{ m}^2$ (免税点超) (従業者割) $70\text{ 人} + 80\text{ 人} = 150\text{ 人}$ (免税点超)	(資産割) 600 m^2 (従業者割) 70人分
B社	特殊関係者 A社 (資産割) $600\text{ m}^2 + 700\text{ m}^2 = 1300\text{ m}^2$ (免税点超) (従業者割) $70\text{ 人} + 80\text{ 人} = 150\text{ 人}$ (免税点超)	(資産割) 700 m^2 (従業者割) 80人分
C社	特殊関係者 なし (同一家屋内にないため) (資産割) 500 m^2 (免税点以下) (従業者割) 40人 (免税点以下)	(資産割) なし (従業者割) なし

IV 事業所税の非課税

事業所税の非課税については、事業を行う方の性格にかんがみ設けられている人的な非課税と施設の用途に着目して設けられている用途による非課税に大別されます。

非課税の概要は下表のとおりです。「適用の有無」欄の資産割または従業者割に○が記載されている場合にその施設に対して資産割または従業者割の非課税が適用されます。

また、事業所税の非課税については次のことにご注意ください。

- 1 非課税の適用があるかどうかは**課税標準の算定期間の末日の現況**によって判定されます。また、課税標準の算定期間途中で用途変更された場合は次のとおりになります。
 - (1) 資産割については、課税標準の算定期間途中で、課税施設から非課税施設に用途変更された場合はその施設全体が非課税とされ、また、非課税施設から課税施設とされた場合は月割されることなくその施設全体が課税されます。
 - (2) 従業者割については、非課税施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額のみが非課税とされます。
- 2 用途による非課税については、**直接非課税の用途に供される施設**のみが非課税の対象とされます。このため、廊下、階段等の共用部分は、防災施設等に係る非課税を除き、原則として、非課税が適用されません。

3

対象施設等	要件等	適用の有無		
		資産	従業	
国・公共法人	国、法人税法に規定する公共法人および非課税独立行政法人	○	○	法701の34①
公益法人等	法人税法に規定する公益法人等または人格のない社団等が行う収益事業以外の事業に係るもの	○	○	法701の34②
教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	法701の34③-3
公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	法701の34③-4
と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	法701の34③-5
死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34③-6
水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	法701の34③-7
一般廃棄物処理施設	市町村長の許可、認定または委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬または処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③-8
病院、診療所等	医療法に規定する病院・診療所、一定の介護老人保健施設及び介護医療院、看護師等医療関係者の養成所	○	○	法701の34③-9
保護施設	生活保護法に規定する保護施設	○	○	法701の34③-10
小規模保育事業施設	児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34③-10の2
児童福祉施設	児童福祉法に規定する児童福祉施設	○	○	法701の34③-10の3
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	○	○	法701の34③-10の4
老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人福祉施設	○	○	法701の34③-10の5
障がい者支援施設	障がい者総合支援法に規定する障がい者支援施設	○	○	法701の34③-10の6
社会福祉施設	社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○	法701の34③-10の7
包括的支援事業施設	介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	法701の34③-10の8
保育事業施設	児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34③-10の9
農林漁業生産施設	農業、林業または漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	法701の34③-11
農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	法701の34③-12

対象施設等	要件等	適用の有無		
		資産	従業員	
卸売市場	卸売市場、付設集団売場等および指定場外保管場所	○	○	法701の34③-14
電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設	○	○	法701の34③-16
ガス事業用施設	ガス事業法に規定するガス事業の用に供する施設	○	○	法701の34③-17
中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法により、都道府県または独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	法701の34③-18
中小企業が共同して行う事業用施設	総合特別区域法に規定する事業を行うものが、市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	法701の34③-19
鉄道事業用施設	鉄道事業者または軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所および発電所以外の施設	○	○	法701の34③-20
自動車運送事業用施設【注1】	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業または貨物利用運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	法701の34③-21
自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナルまたはトラックターミナル用施設で、事務所以外の施設	○	○	法701の34③-22
国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線に係るもの	○	○	法701の34③-23
電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業(携帯電話、自動車電話等を除きます)の用に供する施設のうち、事務所、研究施設および研修施設以外のもの	○	○	法701の34③-24
一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③-25
郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する施設で、一定のもの	○	○	法701の34③-25の2
勤労者の福利厚生施設【注2】	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	法701の34③-26
路外駐車場【注3】	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	法701の34③-27
都市計画駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐輪場	○	○	法701の34③-28
高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設(休憩所、給油所等を除く)のうち事務所以外の施設	○	○	法701の34③-29
消防用設備等・防災施設等【注4】	特定防火対象物に設置される消防用設備等または防災施設等	○	—	法701の34④
港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所および現場事務所に係る従業員給与総額	—	○	法701の34⑤

【注1】自動車運送事業用施設 (法701の34③二十一)

次に掲げる事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設が対象となります。

- ア 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業
- イ 貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業
- ウ 貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業のうち、鉄道運送事業者の行う貨物運送に係るもの
- エ 貨物利用運送事業法に規定する第2種貨物利用運送事業のうち、航空運送事業者の行う貨物の運送

に係るもの（自動車を使用して貨物の集配を行う部分に限る）

(注)「事務所」とは、事業に関連して行われる庶務、会計等の現業に属さない総合的業務を行うもので、これに附属する物置、炊事場、会議室、金庫室等も事務所に含まれます。ただし、貨物の集配等を行う場所の一部で、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業員の出欠等の業務を行うため、単に1、2の机を配した程度の場所は事務所に含まれません。

【注2】 勤労者の福利厚生施設 (法701の34③二十六)

事業を行う者または事業を行う者で組織する団体等が経営するものでこれらの者等が雇用する勤労者及び組合員の利用に供するための福利厚生施設ならびにこれらの者等から経営の委託を受けて行う専ら勤労者等の利用に供するための福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは、体育館、保養所、理髪店、医務室、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、食堂、喫茶室などをいいます。ただし、タクシー乗務員の仮眠室、電話交換手の休憩室、制服着用義務者の更衣室、工場の浴室等の業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設に該当しません。

【注3】 路外駐車場 (法701の34③二十七)

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で次に掲げるものが対象となります。

- ア 都市計画決定されたもの
- イ 駐車場法第12条による届出がなされたもの
- ウ 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの

(注)1「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいいます。

2「一般の用に供される」とは、特定の者のみに限定されず、不特定多数の者の利用に供されることをいいます。

3一般的な営業形態としては、時間貸しの駐車場が対象になり、駐車場の一部分のみを時間貸しとしている場合は、当該部分のみが非課税となります。したがって月極貸し等の場合は、路外駐車場に該当しません。

【注4】 特定防火対象物に設置される消防用設備等および防火施設等 (法701の34④)

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして、アに掲げる特定防火対象物の範囲(政令56の43①)に該当する防火対象物(以下「特定防火対象物」といいます)に設置される、イ(ア)に掲げる消防用設備等およびイ(イ)に掲げる防火対象物等が対象となります。なお、非課税の対象となるのは、特定防火対象物に設置される消防用設備等および防火施設等に限られます。消防用設備等および防災施設等が事業所用家屋に設置されていても、当該事業所用家屋がアに掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税の適用はありません。

ア 特定防火対象物の範囲〔消防法施行令別表1のうち特定防火対象物に該当するもの〕

項	特定防火対象物
1	イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場 ロ 公会堂または集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場またはダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を含む店舗
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗または展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所または助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム等

ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター等
ニ	幼稚園又は特別支援学校
9 イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16 イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階(16項の2に掲げる地下街の各階を除く)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る)

イ 非課税対象となる施設等(アに掲げる特定防火対象物に設置されるものに限ります)

(ア) 消防用設備等(政令56の43②)

次に掲げる設備または施設で、**消防法第17条の技術上の基準に適合するもの**または同法第17条の2の5第1項もしくは第17条の3第1項の規定の適用のあるもの(経過的に認められたものを除きます)

1 消防の用に供する設備	全 部 非 課 税
(1) 消火設備(水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具または設備)	
ア 消火器および次に掲げる簡易消火用具	
a 水バケツ b 水槽 c 乾燥砂 d 膨張する石または膨張真珠岩	
イ 屋内消火栓設備	
ウ スプリンクラー設備	
エ 水噴霧消火設備	
オ 泡消火設備	
カ 不活性ガス消火設備	
キ ハロゲン化物消火設備	
ク 粉末消火設備	
ケ 屋外消火栓設備	
コ 動力消防ポンプ設備	
(2) 警報設備(火災の発生を報知する機械器具または設備)	
ア 自動火災報知設備	
イ ガス漏れ火災報知設備	
ウ 漏電火災警報器	
エ 消防機関へ通報する火災報知設備	
オ 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具および次に掲げる非常警報設備	
a 非常ベル b 自動式サイレン c 放送設備	
(3) 避難設備(火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具または設備)	
ア すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具	
イ 誘導灯および誘導標識	
2 消防用水	
防火水槽またはこれに代わる貯水池その他の用水	
3 消火活動上必要な施設	
排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備	
4 上記1～3に附置される非常電源	

(イ) 防災施設等 (政令 56 の 43③)

次に掲げる施設または設備 (1～11 にあつては、**建築基準法等の規定に適合するもの**または建築基準法第 3 条第 2 項の適用がある建築物に設置されているものに限り)ます)

<p>1 階段のうち、避難階段および特別避難階段 2 消防用設備等以外の排煙設備(予備電源を含む) 3 非常用の照明装置(予備電源を含む) 4 非常用の進入口(バルコニーを含む) 5 非常用エレベーター(予備電源を含む) 6 高槻市火災予防条例に定める避難通路(劇場等、キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するものおよび飲食店、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗または展示場に対して設置が義務付けられているもの)のうち、スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの</p>	全 部 非 課 税
<p>7 廊下 8 階段のうち、避難階段および特別避難階段以外の直通階段で避難階または地上へ通じるもの(傾斜路を含む) (注) 避難階とは通常 1 階をいいます。 9 避難階における屋外への出入口 10 次の設備または装置を設置している中央管理室(消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除く) ア 排煙設備の制御および作動の状態の監視に係る設備 イ 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動にかかる設備および非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 ウ 消防機関へ通報する火災報知設備 11 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階または 3 階以上の階に居室を有する建築物の部分のうち、次の部分で防火区画されているもの(1～5、7～9 に掲げる施設または設備に係るものを除く) (注) 防火区画とは、縦方向に空間が連続する部分とその他の部分を耐火構造の床若しくは壁または甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画することをいいます。 (1) 吹抜きとなっている部分 (2) 階段の部分 (3) 昇降機の昇降路の部分 (4) ダクトスペースの部分 (5) その他これらに類する部分 ((1)～(4)からのみ人が出入りすることのできる公衆用便所・公衆電話所等) 12 高槻市火災予防条例の規定に基づき設置された避難通路のうち 6 に掲げるもの以外のもの 13 高槻市火災予防条例の規定に基づき設置された喫煙所 14 条例または市長若しくは消防長の命令に基づき設置する施設または設備で、火災または地震等の災害による被害を予防し、または軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの</p>	1 / 2 非 課 税

(注) 1 **イ(ア)の消防用設備等またはイ(イ)の防災施設等であっても、壁、天井等に埋込まれ、または取付けられ、その床面積がない場合は、その設備等が設置された部分は、非課税の対象となりません** (例、天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分)。

V 事業所税の課税標準の特例

事業所税の課税標準の特例(以下「特例」といいます)については、非課税と同様に人的な特例と用途による特例に大別されます。

特例の概要は主に下記の表のとおりで、表に掲げる施設等において行われる事業に対する資産割又は従業者割が、「控除割合」欄に割合が記載されている場合に、それぞれの控除割合で特例が適用されます。

対象施設等	要件等	控除割合		期限	
		資産	従業		
協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-1
各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-2
公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効な利用のための施設	$\frac{3}{4}$			法701の41①-3
公害防止事業用施設	産業廃棄物の収集、運搬または処分事業、浄化槽清掃事業、廃油処理事業等の用に供する施設で、事務所以外の施設	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-4
家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	$\frac{3}{4}$			法701の41①-5
生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	$\frac{3}{4}$			法701の41①-6
醸造業の製造用施設	味噌、醤油、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外の施設	$\frac{3}{4}$			法701の41①-7
木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的の開場される木材市場または製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	$\frac{3}{4}$			法701の41①-8
ホテル・旅館用施設	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で、宿泊の用に係る施設(ただし、風俗営業法の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます)	$\frac{1}{2}$			法701の41①-9
港湾施設のうち一定のもの	港湾通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所および宿泊所、船舶役務用施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-10
港湾施設のうち上屋、倉庫	上屋および倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、港湾区域及び臨港地区内に設置されるもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-11
外国貿易コンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	$\frac{1}{2}$			法701の41①-12
港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業または港湾荷役事業の用に供する上屋	$\frac{1}{2}$			法701の41①-13
倉庫業者の倉庫(営業用倉庫)	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	$\frac{3}{4}$			法701の41①-14
タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-15
公共の飛行場に設置される施設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で格納庫、運行管理施設、航空機整備施設等	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-16
流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-17

対象施設等	要件等	控除割合		期限	
		資産	従業員		
流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-18
特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		法701の41①-19
心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けている施設または設備に係るもの	$\frac{1}{2}$			法701の41②
特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設	$\frac{1}{4}$		★	本法附則33⑤
企業主導型保育事業施設	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業者等が行う保育事業の用に供する施設	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	★	本法附則33⑥

事業所税の特例については、次のことにご注意ください。

- 1 特例の適用があるかどうかは**課税標準の算定期間の末日の現況**によって判定されます。また、課税標準算定期間の中で用途変更された場合は次のとおりになります。
 - (1) 資産割については、課税標準の算定期間の中で特例の適用がない施設から特例の適用がある施設に用途変更された場合はその施設全体が特例の適用がある施設とされ、また、特例の適用がある施設から特例の適用がない施設に用途変更された場合は月割されることなくその施設全体が特例の適用がない施設として課税されます。
 - (2) 従業員割については、特例の適用がある施設に該当する期間中に支払われた従業員給与総額のみが特例の適用となります。
- 2 用途による特例については、**直接特例の用途に供される施設のみ**が特例の対象とされます。このため、廊下、階段等の共用部分は、原則として特例が適用されません。
- 3 「期限」の欄に★印が記載されている特例は、適用期限が定められているものです。税制改正により適用期限が延長される場合等があります。
- 4 特例規定のうち2以上の規定に該当する場合は、下記の①から③までの順序により、一の規定を適用した後の課税標準を基礎として次の順序の規定が適用されます。

《適用順序》

 - ① 地方税法第701条41第1項（同項の各号の重複適用は行いません。）
 - ② 地方税法第701条41第2項
 - ③ 地方税法附則第33条

VI 事業所税の減免 (高槻市市税条例第152条)

事業所税の減免については、地方税法に規定する非課税または課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、特別な事情があるものについて条例により減免することとしています。

減免の概要は下記の表のとおりですが、表に掲げる施設等において行われる事業に対する資産割または従業者割が、「減免の割合」欄に割合が記載されている場合に、それぞれの割合により減免が適用されます。

また、事業所税の減免については、次のことにご注意ください。

- 1 減免を受けようとする場合は、納期限までに「**事業所税減免申請書**」を提出してください。
この場合、減免申請書には、減免を受けようとする**事由を証明する書類**(免許を必要とする業種にあっては、その免許証の写しなど)を添付してください。
- 2 減免の適用があるかどうかは**課税標準の算定期間の末日の現況**によって判定されます。また、課税標準の算定期間の中で用途変更された場合は次のとおりになります。
 - (1) 資産割については、課税標準の算定期間の中で減免の適用がない施設から減免の適用がある施設に用途変更された場合はその施設全体が減免の適用がある施設とされ、また、減免の適用がある施設から減免の適用がない施設に用途変更された場合は月割されることなくその施設全体が減免の適用がない施設として課税されます。
 - (2) 従業者割については、減免の適用がある施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額の**みが減免の適用**となります。
- 3 減免は**直接減免の用途に供される施設**のみが減免の対象とされます。このため、廊下、階段等の共用部分は、原則として、減免が適用できません。

対象施設等	要件等	減免の割合	
		資産割	従業者割
1. 学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設	(1) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
	(2) 法72の2⑧二十八に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という。)で、次に掲げるもの		
	ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	$\frac{1}{2}$	
	イ 上記以外の主として定員制を採っている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比して広大であると認められるもの(おおむね同程度以上)	舞台等に係る資産割の2分の1	
	(3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項に規定する指定自動車教習所	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$

	(4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該事業者がその本来の事業の用に供するバスの全部または一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)、専修学校又は認定子ども園の生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る)	一定割合 【注】	一定割合 【注】
2. 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設	(1) 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	$\frac{1}{2}$	
	(2) 法701の41①の表の第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有するものに係る事業所床面積の合計面積が30,000㎡未満であるもの	全部	全部
	(3) 法701の41①の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部
	(4) 中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法701の34③十八に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
	(5) 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
	(6) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法701の34③十二に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容または美容のための施設およびこれに類する施設を除く)	全部	全部
	(7) 果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る)	$\frac{1}{2}$	
	(8) ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む)の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	
	(9) 野菜又は果実(梅に限る)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	$\frac{3}{4}$	

3. 国の経済施策等に係る事業所用家屋または施設	国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法施行令(昭和41年政令第9号)第3条第2項に規定する管理再受託者が管理する同項に規定する再受託施設	全部	全部
4. その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの	(1) 次に掲げる事業を行う者が本来の事業の用に供する施設		
	ア ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者		全部
	イ 列車内において食堂及び売店の事業を行う者		$\frac{1}{2}$
	(2) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	
	(3) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	$\frac{1}{2}$	
(4) 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、 ^{せゆ} 施釉場を含む。)および製品倉庫	$\frac{1}{2}$		
その他前各項に掲げる施設等との均衡上市長が特に減免の必要があると認める施設		市長が定める割合	

【注】 一定割合の計算方法

$$\text{一定割合} = \frac{\text{減免要件に該当する旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$$

VII 事業所税の税額の計算例

高槻総業(株)は、3月決算(1年決算)の法人で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度において、使用している事業所家屋の床面積および事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりとします。

○ 本社 (桃園町1番1号)

(1) 高槻ビル(特定防火対象物)に入居(高槻不動産(株)所有)	
(2) 高槻ビル全体の床面積	42,700 m ²
(3) (2)のうち、入居事業所全体の専用床面積	36,000 m ²
(4) (3)のうち、高槻総業(株)の専用床面積	12,000 m ²
(5) (4)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積	500 m ²
(6) (4)のうち、防災施設等に係る非課税施設	400 m ²
(7) 共用床面積	6,700 m ²
(8) (7)のうち、防災施設等に係る非課税床面積	2,300 m ²
(9) 本社勤務従業者330人に支払われた給与総額	9億2,400万円
(10) (9)のうち、福利厚生施設に勤務する2人に支払われた給与等	400万円
(11) (9)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業者15人に支払われた給与等	3,300万円
(12) (9)のうち、年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払われた給与等	400万円

○ 北倉庫 (美しが丘一丁目1-1)

(1) 事業所床面積	40,000 m ²
(2) (1)のうち、営業用倉庫に係る課税標準の特例の対象となる床面積	39,500 m ²
(3) 北倉庫勤務従業者50人に支払われた給与総額	1億円
(4) (3)のうち、年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者1人に支払われた給与等	190万円

○ 富田営業所 (富田町五丁目1-1)

(1) 南営業所へ移転するため、令和2年12月15日に廃止	
(2) 廃止の日現在の事業所床面積	800 m ²
(3) 令和2年4月1日から令和2年12月15日までの間に富田営業所に勤務した従業者20人に支払われた給与総額	3,300万円

○ 南営業所 (三島江一丁目1-1)

(1) 富田営業所から移転し、令和2年12月15日に新設	
(2) 算定期間の末日の事業所床面積	900 m ²
(3) (2)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積	55 m ²
(4) 令和2年12月15日から令和3年3月31日までの間に南営業所に勤務した従業者20人に支払われた給与総額	1,100万円
(5) (4)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業者1人に支払われた給与等	200万円

(資産割)

1. 免税点判定

$$\begin{aligned} & \left. \begin{array}{l} \text{(専用床面積)} \\ \text{本社} \quad 12,000 \text{ m}^2 + \left\{ \begin{array}{l} \text{(共用床面積)} \quad \left[\begin{array}{l} \text{共用部分のうち} \\ \text{の非課税床面積} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{高槻総業(株)の} \\ \text{専用床面積} \end{array} \right] \\ \left(6,700 \text{ m}^2 - 2,300 \text{ m}^2 \right) \times \frac{12,000 \text{ m}^2}{36,000 \text{ m}^2} \end{array} \right\} - \\ \text{(専用部分のうちの非課税床面積)} \\ \left(500 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 \right) \end{array} \right\} = 12,566.66 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{北倉庫} \quad 40,000 \text{ m}^2$$

$$\text{南営業所} \quad 900 \text{ m}^2 - 55 \text{ m}^2 = 845 \text{ m}^2$$

$$\text{本社} + \text{北倉庫} + \text{南営業所} = \underline{\underline{53,411.66 \text{ m}^2}} \text{ で免税点超}$$

(注) 富田営業所は課税標準算定の末日現在所在しないので、免税点判定の事業所床面積には含めません。

2. 課税標準

$$\text{本社} \quad 12,566.66 \text{ m}^2$$

$$\text{北倉庫} \quad 40,000 \text{ m}^2 - \left(\begin{array}{l} \text{課税標準の} \\ \text{特例床面積} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{営業用倉庫} \\ \text{の控除割合} \end{array} \right) = 10,375 \text{ m}^2$$
$$\left(39,500 \text{ m}^2 \times \frac{3}{4} \right)$$

$$\text{富田営業所} \quad \left(\begin{array}{l} \text{事業年度開始の月から} \\ \text{事業所の廃止の月までの月数} \end{array} \right) 800 \text{ m}^2 \times \frac{9}{12} = 600 \text{ m}^2$$

$$\text{南営業所} \quad \left(\begin{array}{l} \text{非課税} \\ \text{床面積} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{新設の月の翌月から} \\ \text{事業年度終了の月までの月数} \end{array} \right) (900 \text{ m}^2 - 55 \text{ m}^2) \times \frac{3}{12} = 211.25 \text{ m}^2$$

$$\text{本社} + \text{北倉庫} + \text{富田営業所} + \text{南営業所} = \underline{\underline{23,752.91 \text{ m}^2}}$$

3. 資産割額

$$\begin{aligned} & \text{(税率)} \\ & 23,752.91 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{\underline{14,251,746 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

(従業者割)

1. 免税点判定

$$\text{本社} \quad 330 \text{人} - \left(\begin{array}{c} \text{(非課税)} \\ \text{〔年齢65歳} \\ \text{以上の者〕} \end{array} \begin{array}{c} 2 \text{人} \\ + \\ 15 \text{人} \end{array} \right) = 313 \text{人}$$

$$\text{北倉庫} \quad 50 \text{人} \\ \text{南営業所} \quad 20 \text{人} - \left(\begin{array}{c} \text{〔年齢65歳} \\ \text{以上の者〕} \\ 1 \text{人} \end{array} \right) = 19 \text{人}$$

$$\text{本社} + \text{北倉庫} + \text{南営業所} = \underline{\underline{382 \text{人}}} \text{で免税点超}$$

2. 課税標準

$$\text{本社} \quad 924,000,000 \text{円} - \left[\begin{array}{c} \text{(非課税)} \\ \text{〔年齢65歳} \\ \text{以上の者〕} \end{array} \begin{array}{c} 4,000,000 \text{円} \\ + \\ 33,000,000 \text{円} \\ + \\ \left(\begin{array}{c} \text{〔雇用改善助成} \\ \text{対象者の分〕} \\ \text{(控除割合)} \end{array} \begin{array}{c} 4,000,000 \text{円} \\ \times \\ \frac{1}{2} \end{array} \right) \end{array} \right]$$

$$\text{北倉庫} \quad 100,000,000 \text{円} - \left(\begin{array}{c} \text{〔雇用改善助成} \\ \text{対象者の分〕} \\ \text{(控除割合)} \end{array} \begin{array}{c} 1,900,000 \text{円} \\ \times \\ \frac{1}{2} \end{array} \right) = 99,050,000 \text{円}$$

$$\text{富田営業所} \quad 33,000,000 \text{円}$$

$$\text{南営業所} \quad 11,000,000 \text{円} - \begin{array}{c} \text{〔年齢65歳} \\ \text{以上の者〕} \\ 2,000,000 \text{円} \end{array} = 9,000,000 \text{円}$$

$$\text{本社} + \text{北倉庫} + \text{富田営業所} + \text{南営業所} = \underline{\underline{1,026,050,000 \text{円}}}$$

3. 従業者割額

$$1,026,050,000 \text{円} \times \begin{array}{c} \text{(税率)} \\ \frac{0.25}{100} \end{array} = \underline{\underline{2,565,125 \text{円}}}$$

(事業所税額)

$$\text{資産割額} + \text{従業者割額} = 14,251,746 \text{円} + 2,565,125 \text{円} = 16,816,871 \text{円} = \begin{array}{c} \text{(端数処理)} \\ \underline{\underline{16,816,800 \text{円}}} \end{array}$$

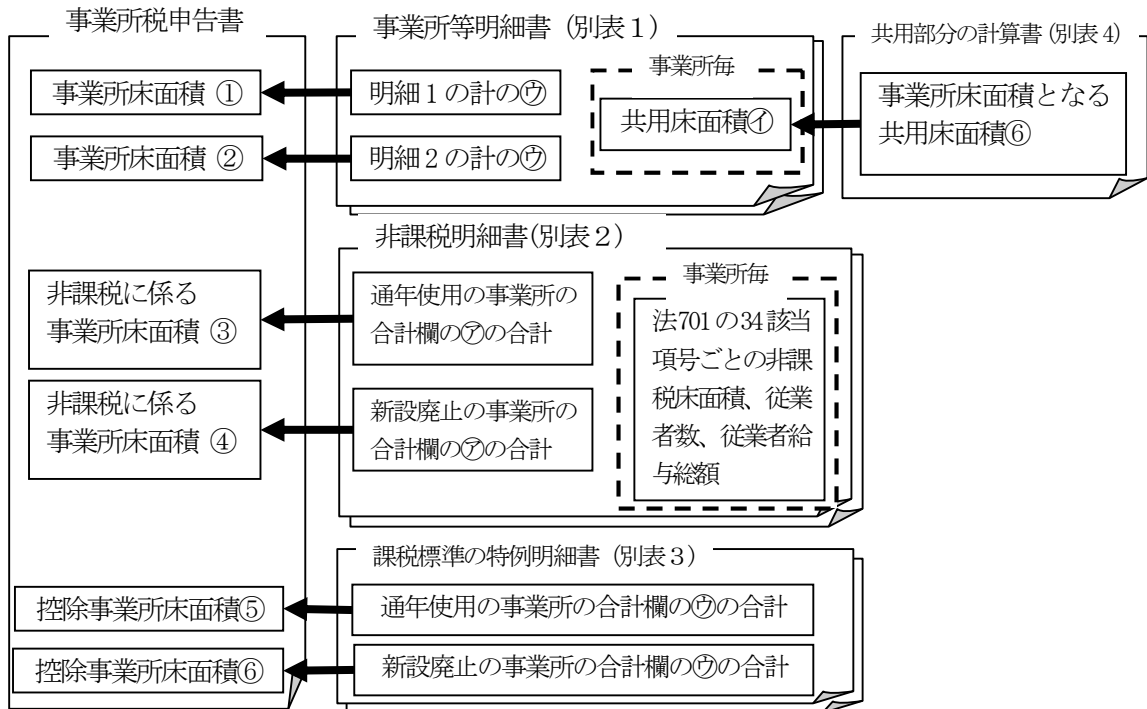
(申告納付)

申告書の提出先 高槻市役所 税制課 諸税・証明チーム
納付場所 高槻市役所、各支所または銀行等
申告納付期限 令和3年5月31日

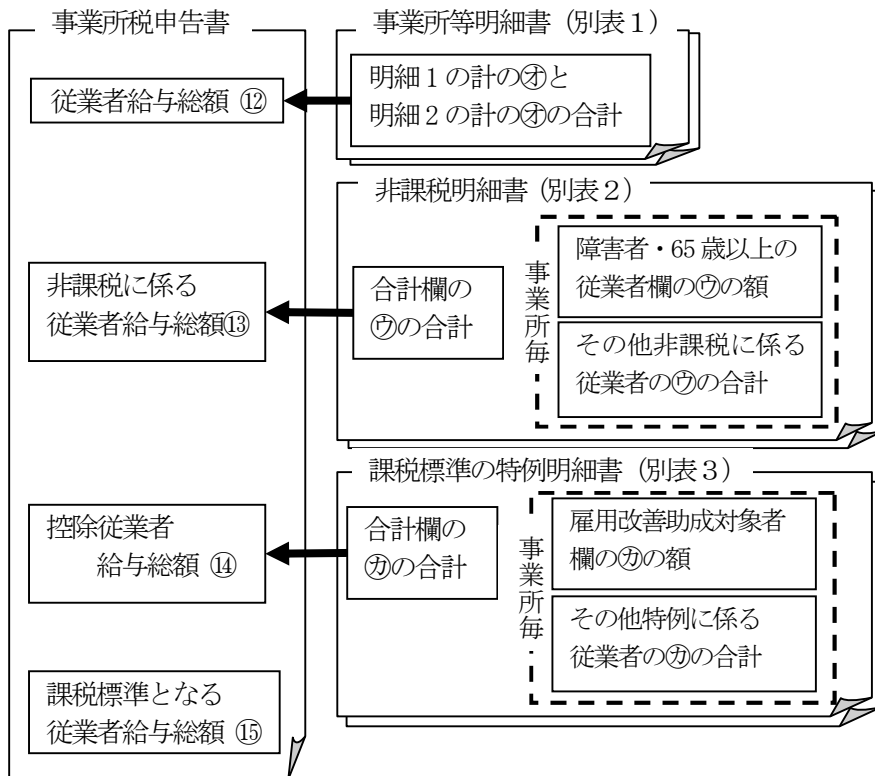
VIII 事業所税の申告書の書き方

P31～P33の「VII 事業所税の税額の計算例」による記載要領を掲げましたので、これを参考に申告書を作成してください。なお、申告書・別表等の相互関係は以下のとおりです。

1 資産割



2 従業者割



千円未満切り捨て

申 告 書 等
記 入 例

(第44号様式) 事業所税申告書

この欄は記載しないでください。

高槻市内の事業所等がすべて支店の場合は主たる支店の所在地を記載してください。

個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。フリガナは必ず付してください。

個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

法人の場合、この申告書の作成時の代表者の方が記名し、その職名を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。

事業所等明細書(別表1)の「1算定期間を通じて使用された事業所等」の事業所床面積の合計を①に、「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」の事業所床面積の合計を②に記載してください。

非課税明細書(別表2)の非課税床面積⑦の合計を「1算定期間を通じて使用された事業所等」と「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に分けて合計し、それぞれ③又は④に記載してください。

課税標準の特例明細書(別表3)の控除事業所床面積⑨の合計を「1算定期間を通じて使用された事業所等」と「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に分けて合計し、それぞれ⑤又は⑥に記載してください。

課税標準の算定期間の月数(以下「算定期間の月数」といいます。)を、曆に従って計算(1月に満たない端数は、切り上げ)し、 $(①-③-⑤) \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12(\text{月})}$ を記載してください。

受付印	令和 3 年 5 月 31 日	※処理事項	※発信年月日 通信日付印 確認	※整理番号	※事務所 区分	管理番号	※申告区分
高槻市長			〒 569-8501 (電話 072 - 674 - 7111)		申告年月日		令和 年 月 日
(フリガナ) タカツキソウギョウ 氏名又は名称 高槻総業株式会社	住所 本店	〒 569-8501 (電話 072 - 674 - 7111)		事業種目		○貿易業・倉庫業	
個人番号又は法人番号	又は	高槻市桃園町1番1号		資本金の額 又は 出資金の額		千円 500,000	
(フリガナ) タカツキ タロウ 法人の代表者名 代表取締役 高槻太郎	所在地 支店	〒 (電話 - -)		所轄税務署名		茨木 税務署	
				この申告に 応答する者 の氏名		経理課 大阪次郎 (電話 072 - 674 - 7111)	

事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○を付してください。

期末現在における資本金の額又は出資金額を記載してください。

法人税・所得税の申告に係る所轄税務署名を記載してください。

この申告書について応答していただける方の氏名及び電話番号を記載してください。

当期の最初の申告の場合は記載しないでください。それ以降の申告の場合は「修正」と記載してください。

事業所等明細書(別表1)の従業者給与総額⑫の合計(明細区分1の計と明細区分2の計の合計額)を記載してください。

非課税明細書(別表2)非課税従業者給与総額⑬の合計を記載してください。

課税標準の特例明細書(別表3)の控除従業者給与総額⑮の合計を記載してください。

課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

⑱～⑳の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

令和 2 年 4 月 7 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度又は課税期間		申告書		この申告に 応答する者 の氏名		経理課 大阪次郎 (電話 072 - 674 - 7111)		
事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	53,466 66	従業者	従業者給与総額	⑫	1,068,000,000	
	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	1,700 00		非課税に係る従業者給与総額	⑬	39,000,000	
	非課税に係る	①に係る非課税床面積	③		900 00	控除従業者給与総額	⑭	2,950,000
	事業所床面積	②に係る非課税床面積	④		55 00	課税標準となる従業者給与総額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	1,026,050,000
	控除事業所	①に係る控除床面積	⑤		29,625 00	従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯	2,565,125
	床面積	②に係る控除床面積	⑥			既に納付の確定した従業者割額	⑰	
	課税標準	①に係る課税標準となる床面積(①-③-⑤)	⑦		22,941 66	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩ + ⑯)	⑱	16,816,800
	となる	②に係る課税標準となる床面積	⑧		811 25	既に納付の確定した事業所税額 (⑱ + ⑰)	⑲	
	事業所床面積	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨		23,752 91	この申告により納付すべき事業所税額 (⑱ - ⑲)	⑳	16,816,800
	資産割額	⑨ × 600円	⑩		14,251,746	備考		
	既に納付の確定した資産割額	⑩				関与税理士名	奥山 一雄 (電話 072 - 674 - 2200)	

次に掲げる事業所等に応じてそれぞれに対応する(②-④-⑥)の数値(算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12(\text{月})}$ を乗じて得た数値)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た数値の合計を記載してください。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等(③を除きます。)
 $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等(③を除きます。)
 $\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
 $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

税額のない申告(事業所床面積800㎡～1,000㎡、従業者数80人～100人等)をする方は、①～④欄及び⑱～⑳欄のみ記載してください。

修正申告の場合に、既に納付の確定した当期分の資産割額又は従業者割額をそれぞれ記載してください。

税理士がこの申告書を作成した場合は、その氏名、電話番号を記載してください。

端数処理のしかた

床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

(別表1)事業所等明細書

事業所等明細書

この欄は記載しないでください。

明細区分の2に該当する場合に、事業所等を使用した期間の年月日を記載してください。

個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。

事業所等の名称を「本社」又は「〇〇営業所」等と記載してください。

事業所等の所在地及びビル名を記載してください。

この申告の対象となった事業所用家屋を所有する方が異なる場合のみ所有者の住所・氏名を記載してください。

期末又は廃止の日現在における、事業所等の用に供する専用の部分の延べ面積を記載してください。

専用床面積に対応する共用部分の計算書(別表4)の⑥の共用床面積を記載してください。

「専用床面積」と「共用床面積」の合計を記載してください。なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。

「明細区分」の欄は、次により記載してください。
 (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいいます。
 (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付けてください。
 (3) 事業所等は、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に明細区分2の事業所等を記載してください。その後1の合計、2の合計の順に記載してください。(「専用床面積」及び「共用床面積」の合計は、記載する必要はありません。)
 (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに「明細区分の別」の欄中に該当する数字に○印を付けてください。

第四十四号様式別表一

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産 割		使 用 期 間 (平成年月日)		従 業 者 割	
				専用床面積 ⑦	共用床面積 ⑧	事業所床面積 (⑦+⑧) ⑨	使用した期間(平成年月日) 同上の月数	従業員数 ⑩ 人	従業員給与総額 ⑪ 円
1. 算定期間を通じて使用された事業所等	計	本社	桃園町1番1号	12,000	00		. . . から . . . まで		
		高槻市桃園町1番1号 高槻不動産(株)		1,466	66	13,466	66	. . . から . . . まで	330
2. 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等	計	北倉庫	美しが丘1丁目1番1号	40,000	00		. . . から . . . まで		
						40,000	00	. . . から . . . まで	50
1	計	富田営業所	富田町5丁目1番1号	800	00		2. 4. 1 から 2. 12. 15 まで		
						800	00	. . . から . . . まで	20
1	計	南営業所	三島江1丁目1番1号	900	00		2. 12. 15 から 3. 3. 31 まで		
						900	00	. . . から . . . まで	20
計	計						. . . から . . . まで		
						53,466	66	. . . から . . . まで	380
計	計						. . . から . . . まで		
						1,700	00	. . . から . . . まで	40
計	計						. . . から . . . まで		
								. . . から . . . まで	

端数処理のしかた

床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業員給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

(別表2)非課税明細書

非 課 税 明 細 書

〔この欄は記載しないでください。〕

〔課税標準の算定期間を記載してください。〕

〔個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。〕

算定期間	令和 2 年 4 月 1 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	令和 3 年 3 月 31 日まで	氏名又は名称	高槻総業株式会社				
		個人番号又は法人番号					
※	事業所等の名称	本社		事業所等の所在地	高槻市桃園町1番1号		
非 課 税 の 内 訳				資産割	従 業 者 割		
				非課税床面積	⑦ 非課税従業者数	⑧ 非課税従業者給与総額	
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 3 項 第 26 号 該 当				500 00	2 人	4,000,000 円	
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 4 項 第 号 該 当				400 00			
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 項 第 号 該 当							
障 害 者 ・ 65 歳 以 上 の 従 業 者					15	33,000,000	
合 計				900 00	17	37,000,000	
※	事業所等の名称	南営業所		事業所等の所在地	三島江1丁目1番1号		
非 課 税 の 内 訳				資産割	従 業 者 割		
				非課税床面積	⑦ 非課税従業者数	⑧ 非課税従業者給与総額	
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 3 項 第 26 号 該 当				55 00			
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 項 第 号 該 当							
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 項 第 号 該 当							
障 害 者 ・ 65 歳 以 上 の 従 業 者					1	2,000,000	
合 計				55 00	1	2,000,000	
非 課 税 事 業 所 床 面 積 等 の 合 計				955 00	18	39,000,000	

〔非課税に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。〕

〔期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。ただし、事業所等明細書(別表1)の共用床面積に係る非課税面積は、共用部分の計算書(別表4)において記載し、この明細書には記載しないでください。〕

〔2以上の事業所等について、非課税の規程の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載してください。〕

〔算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。〕

〔期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数を該当項目ごとに記載してください。〕

端数処理のしかた

床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

(別表3) 課税標準の特例明細書

課税標準の特例明細書

※		事業所等の名称	本社		事業所等の所在地	高槻市桃園町1番1号	
課税標準の特例内訳		資産		業		者	
課税標準の特例適用対象床面積		控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象	控除割合	控除従業員給与総額	控除従業員給与総額
対象床面積		合	(⑦×⑧)	従業員給与総額	合	(⑨×⑩)	⑪
法第701条の41第1項第1号該当		㎡	—	㎡	円	—	円
法第701条の41第1項第2号該当		㎡	—			—	
雇用改善助成対象者					4,000,000	1/2	2,000,000
合計					4,000,000		2,000,000
※		事業所等の名称	北倉庫		事業所等の所在地	高槻市美しが丘1丁目1番1号	
課税標準の特例内訳		資産		業		者	
課税標準の特例適用対象床面積		控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象	控除割合	控除従業員給与総額	控除従業員給与総額
対象床面積		合	(⑦×⑧)	従業員給与総額	合	(⑨×⑩)	⑪
法第701条の41第1項第14号該当		㎡	3/4	㎡	円	—	円
法第701条の41第1項第15号該当		㎡	—			—	
雇用改善助成対象者					1,900,000	1/2	950,000
合計					1,900,000		950,000
控除事業所床面積の合計			29,625	00	控除従業員給与総額の合計		2,950,000

課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。

期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。なお、2以上の特例の適用がある場合には、P27の適用順序に従い、上位の規程の適用を受ける「控除事業所面積⑦」を控除した後の床面積を記載してください。

2以上の事業所等について、課税標準の特例の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。なお、課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、最終の課税標準の特例明細書のこの欄に合計を記載してください。

この欄は記載しないでください。

課税標準の算定期間を記載してください。

個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

算定期間中に支払われた従業員給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(⑩)の控除割合による控除前の給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

⑨に⑩の割合を乗じて得た控除従業員給与総額を記載してください。

課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される控除割合を記載してください。

端数処理のしかた
 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業員給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

第四十四号様式別表三

(別表4) 共用部分の計算書

個人番号又は法人番号を記載してください。
 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

〔この欄は記載しないでください。〕

〔課税標準の算定期間を記載してください。〕

共用部分の計算書

算定期間	令和 2 年 4 月 1 日から	※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	令和 3 年 3 月 31 日まで	処理事項					
		氏名又は名称	高槻総業株式会社				
		個人番号又は法人番号					

第四十号様式別表四

※	事業所等の名称	本社		事業所等の所在地	高槻市桃園町1番1号			
	専用部分の延べ面積	①	36,000 00	㎡	③ の 内 訳		⑦	
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	12,000 00		消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積	⑦	㎡	
	非課税に係る共用床面積	③	2,300 00		防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①	1,000 00
	③以外の共用床面積	④	4,400 00			2分の1が非課税となる共用床面積	②	($\times \frac{1}{2}$)
	共用床面積の合計 (③ + ④)	⑤	6,700 00		⑦ ~ ② 以外の非課税に係る共用床面積		③	
	事業所床面積となる共用床面積 (④ $\times \frac{②}{①}$)	⑥	1,466 66		合 計 (⑦ ~ ③)		④	2,300 00
※	事業所等の名称			事業所等の所在地				
	専用部分の延べ面積	①		㎡	③ の 内 訳		⑦	
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②			消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積	⑦	㎡	
	非課税に係る共用床面積	③			防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①	
	③以外の共用床面積	④				2分の1が非課税となる共用床面積	②	($\times \frac{1}{2}$)
	共用床面積の合計 (③ + ④)	⑤			⑦ ~ ② 以外の非課税に係る共用床面積		③	
	事業所床面積となる共用床面積 (④ $\times \frac{②}{①}$)	⑥			合 計 (⑦ ~ ③)		④	

〔共用部分以外の部分(専用部分)で⑤の欄の共用部分に関連のある専用部分の延べ面積を記載してください。〕

〔①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積(専用床面積)を記載してください。〕

〔④の欄の数値を記載してください。〕

〔④の床面積(非課税に係る共用床面積)以外の共用部分の延べ面積を記載してください。〕

〔⑦、①及び②の欄は、事業所用家屋が消防法上の特定防火対象物(P23ア参照)の場合に記載してください。〕

〔共用部分の床面積(共用床面積)のうち、政令第56条の43第2項に掲げる消防設備等(P24参照)に係る床面積を記載してください。〕

〔共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段、非常用エレベーター等の床面積(P25参照)を記載してください。〕

〔共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等の床面積(P25参照)に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。〕

〔共用床面積のうち⑦、①及び②以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。〕

※⑦~④に記載がある場合は別表2(非課税明細書)に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

端数処理のしかた

床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

事業所税申告納付の手引

令和5年1月改定

編集・発行：高槻市総務部税制課 諸税・証明チーム

所在地：〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7134

FAX：072-674-4519